

# 日技代議員選挙公示

2020年1月1日

会 員 各 位

公益社団法人日本歯科技工士会  
中央選挙管理委員会  
委員長 川崎 晋二

日本歯科技工士会（以下、日技）の代議員選挙に関し、定款第11条及び代議員選挙規程に基づき下記要領により選挙を行いますのでお知らせいたします。

## 記

1. 選挙の期日：2020年3月2日(月)【投票締切日】
2. 選挙の種類：日技代議員及び補欠の日技代議員（定数：「下表」のとおり）
3. 立候補者の届出書類：『立候補届』（所定用紙）  
※『立候補届』用紙は、当該選挙区の地域選挙管理者（裏面「一覧表」参照）に請求して下さい。  
※『立候補届』は、氏名（捺印）、生年月日、現住所、立候補の趣意等を明記すること。
4. 立候補の届出期間：2020年2月3日(月)～7日(金) 午後3時【厳守】  
※『立候補届』は、当該選挙区の地域選挙管理者宛に郵送又は持参提出すること。  
※『立候補届』は、封筒にその旨を明記し封緘すること。  
※ファクシミリ、電子メール不可
5. 代議員の任期：今回の日技代議員の任期は、2年後の2022年3月に実施される代議員選挙終了の時までとする。
6. 補欠日技代議員の選挙について
  - (1) 補欠代議員の選挙は、代議員が欠けた場合等に備えて、今回の代議員選挙と同時に実施する。
  - (2) 補欠代議員として立候補する場合は、『立候補届』に補欠代議員の候補者である旨を明記し提出する。
  - (3) 補欠代議員の定数は、代議員数が1名の選挙区は2名、複数の選挙区はその人数分とする。なお、補欠の代議員相互間の優先順位を定める。

※補欠代議員の立候補届出書類、届出期間、任期等は代議員と同様

日技代議員数表

選挙区	代議員数	補欠代議員数	選挙区	代議員数	補欠代議員数
北海道	2名	2名	滋賀	1名	2名
青森	1	2	京都	2	2
秋田	1	2	大阪	4	4
岩手	1	2	奈良	1	2
山形	1	2	和歌山	1	2
宮城	1	2	兵庫	2	2
福島	1	2	岡山	1	2
群馬	1	2	鳥取	1	2
栃木	1	2	広島	2	2
茨城	1	2	島根	1	2
山梨	1	2	山口	1	2
東京	3	3	香川	1	2
神奈川	2	2	愛媛	2	2
千葉	2	2	高知	1	2
埼玉	2	2	徳島	1	2
新潟	2	2	佐賀	1	2
石川	1	2	福岡	2	2
富山	1	2	大分	1	2
福井	1	2	長崎	1	2
静岡	2	2	熊本	1	2
長野	1	2	宮崎	1	2
岐阜	2	2	鹿児島	1	2
愛知	2	2	沖縄	1	2
三重	1	2	合計	65名	—

2020年 月 日

中央選挙管理委員会  
 地域組織選挙管理者 殿

(フリガナ)

立候補者氏名 \_\_\_\_\_ 印

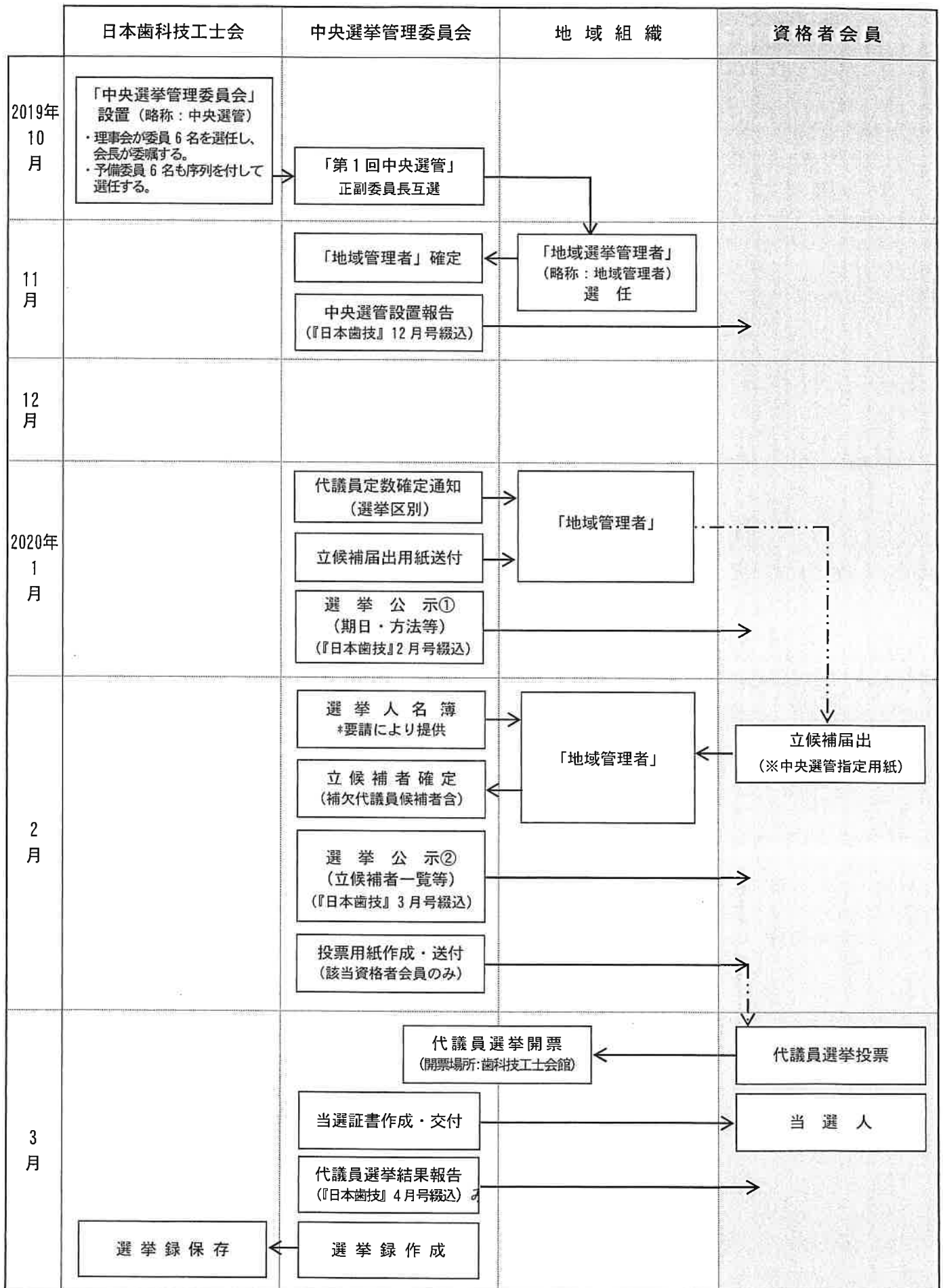
日技代議員選挙立候補届

私儀 2020・2021 年度の日本歯科技工士会代議員選挙に、下記の通り立候補しますので  
 お届けいたします。

記

所 属	都道府県	歯科技工士会	日技入会年月	昭和 平成	年 月 入会
立候補する 選挙の種類 (○印を付す)	1. 代 議 員 選 挙 2. 補 欠 の 代 議 員 選 挙		生 年 月 日	大正 昭和 平成	年 月 日
現 住 所	〒 -		TEL	-	-
就 業 先	所在地	〒 -		TEL	-
	名 称				
趣 意 等					

## 日技代議員（2020・2021年度）選挙工程表



## 日技代議員（2020・2021年度）選挙についてのQ&A

2019. 10. 11 作成

<p><b>Q 1. 公益社団法人日本歯科技工士会における代議員はどのような役割ですか。</b>  A 1. 「法人法」では社員総会が最も重要な決議機関です。しかし、全国組織ではその開催は難しいことから、「法人法」で定められた社員総会を構成する社員を今回選出される代議員としました。  よって、この代議員で構成される会議は従前の代議員会ではなく、社員総会と位置付けます。</p>	<p>定款第 11 条第 2 項及び第 13 条</p>
<p><b>Q 2. 中央選挙管理委員会（中央選管）の設置と委員の選任はどのように行われますか。</b>  A 2. 中央選管の設置は理事会に諮られ、委員は資格者会員から選出して、理事会の承認を経て会長が委嘱します。</p>	<p>代議員選挙規程第 6 条及び第 7 条第 2 項</p>
<p><b>Q 3. 中央選管の委員が欠けた場合はどうしますか。</b>  A 3. 中央選管委員の選任に際し、予め予備委員 6 名の中から委員長が選任し、会長が委嘱します。</p>	<p>代議員選挙規程第 7 条第 3 項</p>
<p><b>Q 4. 代議員の選挙権と被選挙権はどなたにありますか。</b>  A 4. 選挙権も被選挙権も資格者会員のみにも与えられた権利です。</p>	<p>定款第 11 条第 4 項  代議員選挙規程第 3 条第 1 項及び第 4 条</p>
<p><b>Q 5. 代議員選挙の選挙区とはなんですか。</b>  A 5. 代議員は資格者会員の概ね 100 人の中から 1 人の割合で選出されますが、上限は 65 名となっています。そこで、都道府県歯科技工士会（地域組織）を選挙区として配分式を定め選出することになります。</p>	<p>定款第 11 条第 1 項  代議員選挙規程第 5 条</p>
<p><b>Q 6. 中央選管と地域選挙管理者（地域管理者）は何をするのですか。</b>  A 6. 中央選管は代議員選挙を管理します。地域管理者は、中央選管の管理の下、選挙区（都道府県歯科技工士会）での選挙実務を担うことになります。</p>	<p>代議員選挙規程第 2 条及び第 9 条</p>
<p><b>Q 7. 選挙権及び被選挙権並びに代議員定数の確定起算日はいつですか。</b>  A 7. すべて、選挙を行う年の 1 月 1 日現在数で算定します。</p>	<p>代議員選挙規程第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 1 号</p>
<p><b>Q 8. 選挙公示はどのように行われますか。</b>  A 8. 選挙公示は 2 回に分けて行い、選挙の期日及び方法等は『日本歯技』2 月号、立候補者の一覧は『日本歯技』3 月号に綴じ込みます。</p>	
<p><b>Q 9. 立候補届出はどのように行われますか。</b>  A 9. 立候補届出用紙は中央選管が作成し、各「地域管理者」に送り届けます。  立候補者はその用紙を地域管理者から受領し、期日までに地域管理者に届出ることになります。</p>	

<p><b>Q10. 投票はどのように行われますか。</b></p> <p>A10. 選挙は選挙区の候補者が定数を超えない場合、投票によらずその候補者を当選者と決定します。候補者が定数を超えた場合のみ選挙が行われます。</p> <p>よって、選挙が行われる地域組織の資格者会員のみ、中央選管から投票用紙が送付されますので、それを使って期日までに投票します。また、投票は資格者会員1名が1票で、単記無記名で行います。</p>	<p>代議員選挙規程第12条、第16条及び第20条</p>
<p><b>Q11. 開票はどのように行われますか。</b></p> <p>A11. 中央選管の管理の下、歯科技工士会館を開票場所として、選挙が行われた選挙区の地域管理者が開票作業を行います。</p>	<p>代議員選挙規程第2条及び第21条第1項</p>
<p><b>Q12. 投票が同数の場合はどのように決定しますか。</b></p> <p>A12. 投票が同数の場合は、予めその旨を当該立候補者に伝え、開票日当日、中央選管の管理の下、当該地域管理者がくじで当選者を決定します。</p>	<p>代議員選挙規程第19条第2項</p>
<p><b>Q13. 当選はどのように伝えられますか。</b></p> <p>A13. 地域管理者は開票結果を中央選管に報告し、その結果に従い中央選管から当選者に当選証書を交付します。</p> <p>また、『日本歯技』4月号で代議員選挙結果報告が行われます。</p>	<p>代議員選挙規程第21条</p>
<p><b>Q14. 当選者は当選後辞退することができますか。</b></p> <p>A14. 当選者は相当の理由がなければ辞退することができません。</p>	<p>代議員選挙規程第22条</p>
<p><b>Q15. 代議員に欠員が生じた場合はどのような措置がとられますか。</b></p> <p>A15. 代議員の欠員に備えて、予め順位を定め代議員選挙と併せて補欠代議員選挙を行います。</p>	<p>定款第11条第7項、第8項及び第9項</p>
<p><b>Q16. 代議員が当該選挙区から他の選挙区に移動した場合、その資格はどのようになりますか。</b></p> <p>A16. 代議員が当該選挙区から移動した場合は、代議員の資格を失います。このような場合は、予め定められた補欠代議員がその職にあたります。</p>	<p>代議員選挙規程第26条</p>